



(主税局HP)

今の特集は
都税の証明等には
どんな種類があるの？

あなた と 都税

3月号
2026
(令和8年)
第675号



都税の証明等の申請には、
電子申請をぜひご利用ください！

●申請の流れ



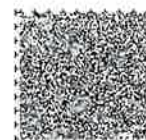
①パソコン又はスマートフォンで申請内容の入力、必要書類データの添付

②職員が申請内容を確認

③申請時に登録したメールアドレスに手数料等の案内メールが届く

④案内に従いクレジットカード又はPayPayアプリのいずれかで決済を行う

⑤手数料等の納付後、証明書等が郵送で届く



音声コード

教えて!

タク
ちゃん

特集

都税の証明等にはどんな種類があるの?

都税には、納税証明や評価証明など様々な証明等があります。
証明等の種類や取得方法などについてタクちゃんが紹介します!

Q1

都税の証明等ってどんなものがあるの?



都税には、いろいろな種類の証明等があるよね。
どのような証明等が取得できるのか教えて!



もちろんだよ!
一覧にするとこんな感じだよ。

証明	納税に関するもの	納税証明 自動車税(種別割)納税証明(継続検査等用) 滞納処分を受けたことのないことの証明 酒類製造販売の免許申請のための証明
	固定資産(23区)	評価証明 関係(公課)証明 物件証明
	その他	事業開始等申告書提出済証明(法人)
	閲覧	固定資産(補充)課税台帳 土地・家屋名寄帳 地籍図

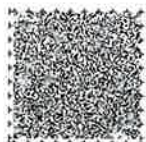


たくさんあるんだね!たとえば、納税証明や固定資産の評価証明はどんなときに使うの?



納税証明は、融資や助成金の申請等で必要となる場合があるよ。固定資産の評価証明は不動産登記※や相続税の申告等で必要になることがあるね。その他の証明の詳細については、主税局HPに載っているよ。ぜひチェックしてみてね!

※所有権移転にかかる不動産登記は課税明細書がご利用いただけます。(次のページ参照)



都税証明

検索

音声コード

Q2

証明等の手数料の計算方法を教えて!



証明等の種類によって手数料は異なるよ。
主な証明等の発行手数料を確認してみよう!

証明等の種類	手数料の金額	
納税証明	1件1税目につき※1	400円※4
評価証明	1件※2	400円
関係(公課)証明	2件目以降1件※3	100円
物件証明		
土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに	300円

上記以外の証明等については主税局HPでご確認ください。

- 重要**
- ※1 同一税目についての数年度分の証明は1件と数えます。固定資産税・都市計画税は合わせて1税目と数えます。法人事業税・法人都民税は2税目と数えます。
 - ※2 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。償却資産の場合は、資産の種類ごとに1件と数えます。
 - ※3 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合(資産所有者が同一かつ資産所在地が同一区内の場合のみ)
 - ※4 自動車税(種別割)納税証明(継続検査等用)の発行手数料は無料です。

Q3

証明等の取得方法について



証明の申請は、都税事務所に行かないとできないの?



証明の申請は、窓口だけじゃなくて郵送でも受け付けているし、パソコンやスマートフォンを使って、電子申請もできるんだよ!



自宅やオフィスにいながら証明の申請ができるなんて、すごく便利だね!



そうだね!郵送申請や電子申請の手続の詳細については、次のページにある「証明等を申請する方法」を確認してね!



証明等を申請する方法

都税事務所等の窓口へお越しいただくほか、以下の申請方法があります。
申請方法によって申請できる証明等の種類が異なります。詳細は主税局HPでご確認ください。

キャッシュレス
対応

パソコン・スマートフォンによる申請

●申請方法

- ① LoGoフォームに申請内容を入力し、必要書類のデータを添付してください。
- ② 申請内容の確認後、①で登録したメールアドレスに手数料等の案内を送付します。案内に従い、決済を行ってください。

●申請に必要なもの

- ・パソコン又はスマートフォン
- ・申請者が個人の場合はマイナンバーカード、法人の場合は商業登記電子証明書
- ※納税義務者本人以外からの申請は、委任状等の必要書類を申請フォームに添付してください。

詳細は主税局HPで
ご確認ください。▼



電子申請

●手数料・郵送料の納付方法

- ・クレジットカード又はPayPayアプリ
- ※対応ブランド：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub

キャッシュレス
対応

郵送による申請 (キャッシュレス決済)

●申請方法

- ① LoGoフォームでキャッシュレス決済の利用を申請してください。
- ② 申請書等を記入し、①で取得した受付番号を記載した送付票及び必要書類を同封の上、右記の申請書等送付先に郵送してください。
- ③ 申請内容の確認後、①で登録したメールアドレスに手数料の案内メールを送付します。案内に従い、クレジットカード又はPayPayアプリのいずれかで決済を行ってください。

詳細は主税局HPで
ご確認ください。▼



郵送申請
(キャッシュレス決済)

郵送による申請 (定額小為替)

●申請方法

- ① 申請書を主税局HPよりダウンロードして記入してください。
- ② 定額小為替等、必要書類を同封の上、次の住所へ郵送してください。

●申請書等送付先

〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

詳細は主税局HPで
ご確認ください。▼



郵送申請
(定額小為替)

お知らせ 令和8年度分の固定資産(土地・家屋)評価証明等は、都税証明郵送受付センターへの郵送及びパソコン・スマートフォンによる電子申請で事前申請を受付します。
＜受付開始日：3月2日(月)＞ 詳細は主税局HPでご確認ください。

不動産登記申請時には課税明細書がご利用いただけます

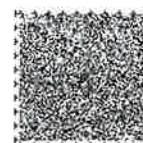
所有権移転にかかる不動産登記の申請を行う際には、登録免許税の算定のため、固定資産の価格を記載する必要があります。その価格は、「固定資産税・都市計画税納税通知書」と同時期にお送りする、課税明細書でご確認いただけます。

また、登記申請も課税明細書の写しを添付して行うことができますので、

有料の評価証明は原則不要です。

23区では毎年6月に課税明細書をお送りしております。
4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。

詳細は主税局HPで
ご確認ください。▼



音声コード





いつでも、どこでも、楽しく学べる！ 中学生・高校生向けデジタル版ボードゲーム

中高生向けの租税教育用コンテンツの充実を図るため、新たにデジタル版ボードゲームを制作しました！楽しみながら税について学べるゲームになっていますので、ぜひプレイしてみてください。

どんなゲーム？

領主として**税金**を活用し、
街を復興させ、
冒険者を増やし、
魔王を倒すゲームです！

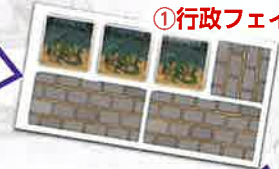
冒険しながら税金クイズに挑戦！



④ 税収フェイス



① 行政フェイス



4つのフェイズを繰り返して魔王を討伐！

③ タンジョンフェイス



② 民間フェイス



ゲーム終了後のアンケートフォームから、ぜひご意見をお聞かせください。

お知らせ

自動車の移転・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所まで3月末までに手続をお済ませください。

詳細はこちらから▶



自動車税住所変更届の提出をお忘れなく！

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所まで自動車の住所変更登録の手続が必要です。手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむをえず手続が遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066
(平日9時～17時)

事業所税(23区内)の個人分の申告納付期限は3月16日(月)です

令和7年12月31日時点で、次の要件に該当する方は、申告納付が必要です。

- ・資産割：23区内の事業所等の合計床面積が、1,000㎡を超える場合
 - ・従業者割：23区内の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合
- ※このほか、一定の要件を満たす場合には、免税点以下申告が必要です。

☎ 所管の都税事務所(23区内)の事業所税班

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか？(23区内)

住民票の変更手続をしても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をしていない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

6月にお送りする納税通知書の送付先を変更する場合は、3月末までに電子申請又は「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」で土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお届けください。

☎ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所の固定資産税班

電子申請はこちらから▶



個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。

所得税が課税されずに、個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。

令和8年度の申告における寄附金税額控除は、令和7年中の寄附が対象です。

手続の詳細は、主税局HPからご確認ください。

☎ 課税部課税指導課

☎ 03-5388-2969

※具体的な税額等に関する問合せは、お住まいの区市町村へお願いいたします。

個人事業税の申告期限は3月16日(月)です

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主の方は申告が必要です。

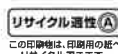
※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、事業税の申告をしたものとみなされ、改めて申告をする必要はありません。

☎ 所管の都税事務所の個人事業税班又は支庁



東京HTT

検索



電力をHTT<@減らす①創る①蓄める>する
取組を進めましょう！ご協力をお願いします。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2925
印刷番号(6) 86 令和8年3月1日発行

音声コード

このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れています。